

(別記様式2)

**Declaration for the import from Japan into the Republic of Singapore**

**Invoice Number** [ ①インボイスの番号を記載 ] **Declaration Number** 都道府県で記載

Miyazaki prefectural government DECLARES that the food of this consignment composed of:

[ ②具体的な品目名、包装形態、重量等を記載 (品目が複数の場合は「別紙」に記載) ]

embarked at [ ③日本の出港地を記載 ]

on [ ④日本からの出国日を記載 ]

by [ ⑤運送方法を記載 (船便名、航空便名等) ]

going to [ ⑥到着港を記載 , Singapore].

has been harvested and/or processed before 11 March 2011

⑦輸出する産品が2011年3月11日より前に生産・加工されたものの場合、□にチェック

is originating from the prefecture of Miyazaki, and is NOT falling into the category of the products in the table below.

⑧輸出する産品が下記の表に記載された都県で生産・加工されたもの以外の場合、□にチェック

Exporter

[ ⑨輸出者 (氏名、住所、国名) ]

Consignee

[ ⑩輸入者 (氏名、住所、国名) ]

Done at 都道府県で記載 on 都道府県で記載.

Stamp and signature of  
authorised representative of competent authority

milk originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi and Gunma
milk products originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi and Gunma
seafood products originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi and Gunma
meat originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi and Gunma
fruits originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa, Shizuoka and Hyogo.
vegetables originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa, Shizuoka and Hyogo.

## シンガポールへの日本産食品の輸出に係る証明書記載参考

### ① 「Invoice Number」について

→すべての貨物が有するインボイスの番号を記載すること。なお、証明の申請時点で、インボイスの番号を有さない場合は証明申請段階では空欄とし、シンガポール側に提出するまでに記載すること。

### ② 「Declaration Number」について

→各都道府県が記載。(輸出する貨物と輸出貨物に係る証明書、証明申請書類等を照合するための番号を記載。)

### ③ 「( ) (competent authority) DECLARES」について

→各都道府県が記載。( ) に本証明書を発行する「権限ある機関」名を記載。)

### ④ 「DECLARES that the food of this consignment composed of ( ) (description ...weight)」について

→ ( ) に輸出産品の具体的な品目名 (商品名ではない)、包装形態、重量を記載。同様の貨物を複数同時に輸出する場合は、全貨物数及びその中の何番目なのかを記載。なお、複数の品目が同封されている場合は、「(see ANNEX)」して、別紙に品目ごとに、包装形態、重量を記載するとともに、⑩の原産県についても記載。

### ⑤ 「embarked at ( ) (embarkation place)」について

→ ( ) に日本からの出港地を記載。なお、証明の申請時点で、出港地が未定の場合は証明申請段階では空欄とし、シンガポール側に提出するまでに記載すること。

### ⑥ 「on ( ) (date of embarkation)」について

→ ( ) に日本からの出港日を記載。なお、証明の申請時点で、出港日が未定の場合は証明申請段階では空欄とし、シンガポール側に提出するまでに記載すること。

### ⑦ 「by ( ) (identification of transporter)」について

→ ( ) に貨物を輸送する航空便名、船便名等を記載。なお、証明の申請時点で、航空便名、船便名等が未定の場合は証明申請段階では空欄とし、シンガポール側に提出するまでに記載すること。

### ⑧ 「going to ( ) (place and country of destination)」について

→シンガポール向けの場合、( ) に「到着港及びSingapore」と記載すればよい。

### ⑨ 「has harvested and/or processed before 11 March 2011」について

→輸出産品が2011年3月11日より前に生産・加工したものの場合は□をチェック。

### ⑩ 「is originating from a prefecture of ( ), and is NOT falling into the category of products in the table below.」について

→輸出産品が、2011年3月11日以降に生産・加工したもので、シンガポール政府が輸入一時停止措置の対象としている下記の表の産品以外のものについては、□をチェックするとともに、当該産品が収穫・加工された県名を( ) に記載。なお、複数

の品目が同封されている場合は、「(see ANNEX)」として、別紙に④の品目ごとの情報（品目名、包装形態、重量）とともに原産県を記載。

⑫ 「Exporter (name, address, country) ( )」について

→輸出者の氏名、住所、国名を記載。

⑬ 「Consignee (name, address, country) ( )」について

→輸入者の氏名、住所、国名を記載。

⑭ 「Done at ( )」について

→都道府県等が記載（都道府県名）

⑮ 「on ( )」について

→都道府県等が記載（(証明書発行年月日)）

⑯ 「Stamp and signature of authorized representative of competent authority」

→シンガポールに登録した公印を押印するとともに署名。署名は本証明書を担当した者の署名。

※着色部分は、EUの証明書と違う箇所